

# 九州電力株式会社

(証券コード 9508)

## 第97回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日(金曜日)  
午前10時

場所

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号  
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」  
(末尾のご案内図をご参照ください。)

### 必ずお読みください

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、**株主総会当日のご来場を自粛いただき、郵送又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。**

また、**本総会の様子をライブ配信いたしますので、当日のご来場に代え、インターネットでのご視聴をお願い申し上げます。**

詳細は、本招集ご通知3ページから6ページをご参照ください。

今後の状況により株主総会の運営等を変更する場合は、当社ウェブサイト([http://www.kyuden.co.jp/ir\\_stock\\_meeting.html](http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html))にてお知らせさせていただく予定です。当社ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。



ずっと先まで、明るくしたい。

串間風力発電所

(証券コード 9508)

2021年6月4日

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役  
会 長 瓜 生 道 明

## 第97回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。株主の皆さまにおかれましては、感染防止のため、本総会につきましては、当日のご来場は自粛いただき、事前に議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### <書面による議決権行使の場合>

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

### <インターネットによる議決権行使の場合>

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へアクセスいただくか、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取りのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権行使についてのご案内」(3ページから4ページ)を必ずご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |       |  |
|-------|--|
| 1 日 時 | 2021年6月25日(金曜日) 午前10時  |
| 2 場 所 | 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号<br>ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」<br>(末尾のご案内図をご参照ください。) |

~~~~~  
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、**議決権を行使することができる株主以外の方(株主でない代理人の方など)**はご入場いただけませんのでご注意ください。

### 3 目的事項

#### 報告事項

- 1 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 2 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

#### 決議事項

##### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- |       |                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分について                                                   |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について                                |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任について                                          |
| 第4号議案 | 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る上限株式数の追加設定について |

##### <株主提案（第5号議案から第9号議案まで）>

- |       |                |
|-------|----------------|
| 第5号議案 | 定款の一部変更について（1） |
| 第6号議案 | 定款の一部変更について（2） |
| 第7号議案 | 定款の一部変更について（3） |
| 第8号議案 | 定款の一部変更について（4） |
| 第9号議案 | 定款の一部変更について（5） |

各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（7ページから25ページ）に記載しております。

以上

~~~~~  
次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（[http://www.kyuden.co.jp/ir\\_stock\\_meeting.html](http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（[http://www.kyuden.co.jp/ir\\_index](http://www.kyuden.co.jp/ir_index)）に掲載しますのでご了承ください。

「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（[http://www.kyuden.co.jp/ir\\_stock\\_meeting.html](http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)）への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、株主総会当日のご来場を自粛いただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

当日株主総会へご出席されない場合の議決権は、以下の方法によりご行使いただけます。



### ■書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

**行使期限** 2021年6月24日(木曜日) 午後5時到着分まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使書用紙のご記入方法

The diagram shows a proxy voting form for Kyushu Electric Power Co., Ltd. with the following sections and instructions:

- Header:** 議決権行使書 九州電力株式会社 御中. Includes fields for 株主番号 (Shareholder No.), 議決権行使数 (Number of Shares Exercised), and 年 月 日 (Date).
- Instructions:** 切取線から切り取ってこちら側をご返送ください (Cut along the dashed line and return this side).
- Proposal Section:** A table with columns for 議案 (Proposal) and 賛否 (Response). The first row is for 会社提案 (Company Proposal) and the second for 株主提案 (Shareholder Proposal).
- Response Grid:** A grid of circles for marking responses. A red box highlights the first five rows, and an arrow points to the 'Response' column.
- Smartphone Section:** Includes a QR code and text: スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード (Smartphone app login QR code).
- Footer:** 九州電力株式会社 (Kyushu Electric Power Co., Ltd.).

- こちらに、議案の賛否をご記入ください。  
賛成の場合……「賛」の欄に○印  
否認する場合……「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合、  
「賛」又は「否」の欄に○印をし、候補者番号をご記入ください。
- 当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。  
株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
- 各議案につき賛否の表示をされない場合は、  
会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



### ■インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトへ、パソコン又はスマートフォン等にてアクセスいただき、画面の案内に従って行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

▶詳しくは次頁をご覧ください



**行使期限** 2021年6月24日(木曜日) 午後5時まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

- 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。

## スマートフォン・タブレットから QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

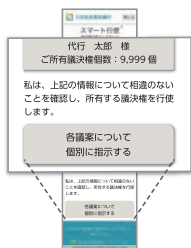
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることが可能です。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをお読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合は、お手数ですがPC向けウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力いただき、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けウェブサイトへ遷移できます。

## パソコンから 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

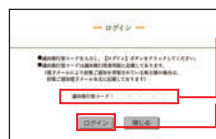
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



「次へすすむ」  
をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
をご入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
をご入力

実際にご使用になる新しい  
パスワードをご設定ください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使  
について **0120-652-031**  
(午前9時～午後9時/フリーダイヤル)

その他の  
ご照会 **0120-782-031**  
(平日午前9時～午後5時/フリーダイヤル)

### ■機関投資家の皆さまへ

上記インターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## インターネットによるライブ配信のご案内

- 本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主IDとパスワードを入力の上、ご視聴ください。

### 配信日時

**2021年6月25日(金) 午前10時～株主総会終了時刻まで**

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

### 当日の視聴方法

スマートフォン、パソコン等にて以下の配信用ウェブサイトへアクセスし、株主ID及びパスワードを入力してください。

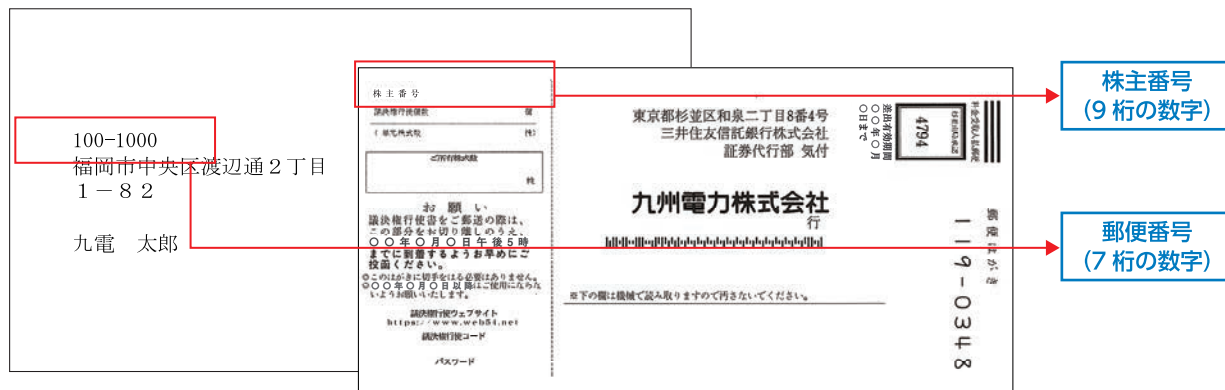
**配信用ウェブサイト** <https://9508.ksoukai.jp>

**株主ID**：議決権行使書用紙記載の「**株主番号**」（数字9桁）

**パスワード**：基準日（3月末）時点の株主名簿ご登録住所の「**郵便番号**」（数字7桁ハイフンなし）

※株主ID及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。**議決権行使書用紙を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。**

【ご参考】 議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置



## ご視聴にあたってのご注意事項

- インターネットによるライブ配信をご視聴いただく場合、**当日の決議にご参加いただくことはできません。また、ご質問を含む一切のご発言ができません。事前に郵送又はインターネットによる議決権行使をお願いいたします。**
- 配信の映像は役員席付近のみとさせていただきます。ご出席される株主さまは映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- 撮影、録画、録音、保存及びSNS等での無断公開は固くお断りいたします。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご使用のパソコン等及びインターネットの接続環境等により、ご視聴できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- やむを得ず、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト ([http://www.kyuden.co.jp/ir\\_stock\\_meeting.html](http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)) にてお知らせいたします。

## ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

### 株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行  
株主総会ライブ配信 サポート専用ダイヤル

**0120-782-041**

(平日午前9時～午後5時/フリーダイヤル)

### ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

**03-4589-0677**

(受付時間 6月25日(金) 午前9時～株主総会終了)

## 株主総会会場での新型コロナウイルス感染対策

【以下の内容につき、あらかじめご了承ください。】

- 株主さま同士の席の間隔を広くとるため、ご用意する株主さまの席に限りがございます。ご用意した席数を上回る株主さまがご来場された場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- 発熱されている方、体調不良の方のご来場は、固くお断りいたします。
- 会場では、必ずマスクの着用、及び手指のアルコール消毒をお願いいたします。
- 今後の状況により株主総会の運営等を変更する場合は、当社ウェブサイト ([http://www.kyuden.co.jp/ir\\_stock\\_meeting.html](http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)) にてお知らせさせていただきます。当社ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

## 第1号議案 剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、当期の業績や中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案し、普通株式1株につき年間35円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、1株につき17.5円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては、1株につき17.5円といたしたいと存じます。

また、当期のA種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、1株につき年間2,100,000円といたしたいと存じます。昨年11月に1株につき1,050,000円の中間配当を実施しておりますので、期末配当につきましては、1株につき1,050,000円といたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### 1 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式

1株につき金 17.5円 総額 8,293,759,442.5円

当社A種優先株式

1株につき金 1,050,000円 総額 1,050,000,000 円

---

計 総額 9,343,759,442.5円

#### 2 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日



## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	瓜生道明 <b>再任</b>	代表取締役会長
2	池辺和弘 <b>再任</b>	代表取締役 社長執行役員
3	藤井一郎 <b>再任</b>	代表取締役 副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長、 CSRに関する事項
4	豊馬誠 <b>再任</b>	代表取締役 副社長執行役員、コーポレート戦略部門長
5	豊嶋直幸 <b>再任</b>	取締役 常務執行役員、原子力発電本部長
6	小倉良夫 <b>再任</b>	取締役 常務執行役員、国際室に関する事項
7	あき穂山泰治 <b>再任</b>	取締役 常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部長
8	ふじ藤もと本淳一 <b>新任</b>	常務執行役員、立地コミュニケーション本部長
9	くり栗山嘉文 <b>新任</b>	常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、 営業本部長
10	たちばな 橘・フクシマ・咲江 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役
11	つ津だ田純嗣 <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	

候補者番号

1

うり 瓜 生 道 明

(1949年3月18日生)



再 任

所有する当社  
普通株式の数  
29,200株

#### 【略歴、地位及び担当】

1975年4月 当社入社  
2009年6月 当社取締役常務執行役員火力発電本部長  
2011年6月 当社代表取締役副社長火力発電本部長  
2012年1月 当社代表取締役副社長  
2012年4月 当社代表取締役社長  
2018年6月 当社代表取締役会長  
現在に至る

#### 【重要な兼職の状況】

株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員  
株式会社九電工社外監査役（2021年6月25日退任予定）  
九州旅客鉄道株式会社社外取締役（2021年6月23日就任予定）

#### 【候補者とした理由】

2009年に取締役に就任以来12年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2012年の代表取締役社長への就任を経て、2018年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

2

いけ 池 辺 和 弘

(1958年2月17日生)



再 任

所有する当社  
普通株式の数  
22,900株

#### 【略歴、地位及び担当】

1981年4月 当社入社  
2016年6月 当社執行役員経営企画本部副本部長  
2017年4月 当社執行役員コーポレート戦略部門副部門長  
2017年6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長  
2018年6月 当社代表取締役社長執行役員  
現在に至る

#### 【重要な兼職の状況】

電気事業連合会会長

#### 【候補者とした理由】

2017年に取締役に就任以来4年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

3

ふじ いち ろう  
藤 井 一 郎

(1956年7月21日生)



再 任

所有する当社  
普通株式の数  
20,790株

**【略歴、地位及び担当】**

1979年4月 当社入社  
2016年6月 当社上席執行役員人材活性化本部長  
2017年4月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長  
2018年6月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、  
社長室に関する事項  
2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、  
CSRに関する事項  
現在に至る

**【重要な兼職の状況】**

西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員

**【候補者とした理由】**

2018年に取締役に就任以来3年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2020年に代表取締役副社長執行役員に就任し、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

4

とよ ま まこと  
豊 馬 誠

(1959年1月1日生)



再 任

所有する当社  
普通株式の数  
17,778株

**【略歴、地位及び担当】**

1981年4月 当社入社  
2016年6月 当社執行役員福岡支社長  
2018年6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長  
2020年4月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長、経営監査室に関する事項  
2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員コーポレート戦略部門長  
現在に至る

**【重要な兼職の状況】**

日本タングステン株式会社社外取締役

**【候補者とした理由】**

2018年に取締役に就任以来3年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2020年に代表取締役副社長執行役員に就任し、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

5

とよ しま なお ゆき  
豊 嶋 直 幸

(1956年10月27日生)



再 任

所有する当社  
普通株式の数  
18,749株

#### 【略歴、地位及び担当】

1982年4月 当社入社  
2015年6月 当社執行役員宮崎支社長  
2017年4月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長  
2018年6月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部長  
現在に至る

#### 【候補者とした理由】

2015年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2018年に取締役に就任以来3年間にわたり当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

6

お ぐら よし お  
小 倉 良 夫

(1956年1月2日生)



再 任

所有する当社  
普通株式の数  
21,233株

#### 【略歴、地位及び担当】

1979年4月 当社入社  
2016年6月 当社上席執行役員事業推進本部長  
2017年4月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部企画・需給本部長  
2019年6月 当社常務執行役員、国際室に関する事項  
2020年6月 当社取締役常務執行役員、国際室に関する事項  
現在に至る

#### 【候補者とした理由】

2014年に執行役員に就任し、主に企画・需給部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2020年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

所有する当社  
普通株式の数  
13,214株

## 【略歴、地位及び担当】

- 1979年4月 当社入社  
 2014年6月 株式会社キューデン・エコソル（現九電みらいエナジー株式会社）代表取締役社長  
 2014年6月 当社理事株式会社キューデン・エコソル出向  
 2018年6月 当社執行役員九電みらいエナジー株式会社出向  
 2019年6月 九電みらいエナジー株式会社代表取締役社長退任  
 2019年6月 当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、  
 企画・需給本部長  
 2020年6月 当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部長  
 現在に至る

## 【候補者とした理由】

2018年に執行役員に就任し、主に発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。  
 また、2020年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。  
 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



新 任

所有する当社  
普通株式の数  
16,273株

## 【略歴、地位及び担当】

- 1980年4月 当社入社  
 2014年6月 当社執行役員熊本支社長  
 2017年4月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長兼立地コミュニケーション本部副本部長  
 2018年6月 当社上席執行役員立地コミュニケーション本部長  
 2019年6月 当社常務執行役員立地コミュニケーション本部長  
 現在に至る

## 【候補者とした理由】

2014年に執行役員に就任し、主に立地コミュニケーション部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。  
 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

**新 任**所有する当社  
普通株式の数  
11,083株**【略歴、地位及び担当】**

1981年4月 当社入社  
2016年6月 当社執行役員大分支社長  
2018年6月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部営業本部副本部長  
2019年6月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部営業本部長  
2020年6月 当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長  
現在に至る

**【候補者とした理由】**

2016年に執行役員に就任し、主に営業部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数

13 / 13

 所有する当社  
 普通株式の数  
 900株

## 【略歴、地位及び担当】

- 1980年6月 ブラックストーン・インターナショナル株式会社入社  
 1984年2月 同社退職  
 1987年9月 ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社  
 1990年1月 同社退職  
 1991年8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社（現コーン・フェリー・ジャパン株式会社）入社  
 1995年5月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役  
 2000年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取締役社長  
 2001年7月 同社代表取締役社長  
 2007年9月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役退任  
 2009年5月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代表取締役会長  
 2010年7月 同上退任  
 2010年7月 G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長  
 現在に至る  
 2011年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事（2015年4月まで）  
 2016年6月 ウシオ電機株式会社取締役（非常勤）  
 現在に至る  
 2019年6月 コニカミノルタ株式会社取締役（非常勤）  
 現在に至る  
 2020年6月 当社取締役  
 現在に至る

## 【重要な兼職の状況】

- G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長  
 ウシオ電機株式会社社外取締役  
 コニカミノルタ株式会社社外取締役

## 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、グローバルな人材マネジメント及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

橘・フクシマ氏には、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくことを期待しております。また、同様の観点から、当社の人事等検討委員会及び報酬検討委員会の委員に就任いただくこととしております。



新任

社外取締役

独立役員

所有する当社  
普通株式の数  
なし

#### 【略歴、地位及び担当】

- 1976年3月 株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機）入社  
 1998年6月 米国安川電機株式会社取締役副社長  
 2003年8月 同上退任  
 2005年6月 株式会社安川電機取締役  
 2009年6月 同社常務取締役  
 2010年3月 同社代表取締役社長  
 2013年3月 同社代表取締役会長兼社長  
 2016年3月 同社代表取締役会長  
 現在に至る  
 2017年4月 公立大学法人北九州市立大学理事長  
 現在に至る  
 2018年6月 TOTO株式会社取締役（非常勤）  
 現在に至る

#### 【重要な兼職の状況】

- 株式会社安川電機代表取締役会長  
 公立大学法人北九州市立大学理事長  
 TOTO株式会社社外取締役

#### 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、マーケティング及びものづくりに関する幅広い知見を有し、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

津田氏には、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくことを期待しております。また、同様の観点から、当社の人事等検討委員会及び報酬検討委員会の委員に就任いただくこととしております。



- (注) 1 津田純嗣氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 2 当社は、橘・フクシマ・咲江氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 3 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
- 4 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 5 橘・フクシマ・咲江氏、津田純嗣氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト([http://www.kyuden.co.jp/ir\\_management\\_governance.html](http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html))に掲載しております。
- 6 橘・フクシマ・咲江氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

監査等委員である取締役漆間道宏氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

えん どう やす あき  
遠 藤 泰 昭 (1955年8月29日生)



#### 【略歴、地位及び担当】

1980年4月 当社入社  
2015年6月 当社執行役員佐賀支社長  
2018年6月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長  
2019年6月 当社常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長  
現在に至る

新 任

所有する当社  
普通株式の数  
12,169株

#### 【候補者とした理由】

地域共生本部長や支社長を経験するなど、当社の幅広い業務に精通しており、適正な監査・監督を行う能力を有しております。  
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役に適任であると判断しております。

- (注) 1 遠藤泰昭氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 2 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。遠藤泰昭氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、同氏の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役（候補者）の多様性

氏名	当社における地位等	特に期待する分野										
		人事等 検討 委員会	報酬 検討 委員会	① 企業経営 ・ 経営戦略	② 財務 ・ 会計	③ 法務 ・ リスク管理	④ 技術・ 製造・ 研究開発	⑤ 営業・ マーケ ティング	⑥ 人事労務 ・ 人材開発	⑦ E S G ・ サステナ ビリティ	⑧ グロー バル	⑨ イノベー ション
瓜 生	代表取締役 会長			○			○			○		○
池 辺	代表取締役 社長執行役員	委員	委員	○	○					○	○	
藤 井	代表取締役 副社長執行役員			○		○				○	○	
豊 馬	代表取締役 副社長執行役員			○	○		○					○
豊 嶋	取締役 常務執行役員			○			○					
小 倉	取締役 常務執行役員			○			○				○	
穂 山	取締役 常務執行役員			○			○	○				
藤 本	取締役 常務執行役員					○			○			
栗 山	取締役 常務執行役員							○				
橘・フクシマ	取締役	社外 女性	独立 委員	委員	○					○	○	○
津 田	取締役	社外 独立	委員長	委員長	○		○	○			○	
遠 藤	取締役 監査等委員					○			○	○		
古 賀	取締役 監査等委員	社外 独立	委員	委員			○					
藤 田	取締役 監査等委員	社外 女性	独立				○					
谷	取締役 監査等委員	社外 女性	独立				○					

(注) 取締役（候補者）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当社は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、当社の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、株式報酬として月例報酬及び賞与と別枠で、3事業年度で3億9千万円の範囲内で資金を拠出することについて、ご承認いただいております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

本議案は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、原決議に加えて、給付する株式数の上限の設定についてのご承認をお願いするものであります。

原決議は、現下においても、当社の経営環境等を勘案し、当社取締役に求められる職責に見合った額であると判断しております。今回の上限株式数の設定は、原決議を基に株式数の上限を設定するものであり、相当であるものと考えております。

本議案につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬検討委員会の答申を踏まえご提案しており、また、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

なお、第2号議案についてご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役の員数は9名となります。

本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

本制度に係る報酬につきましては、下記本制度の概要の枠内で、取締役にご一任いただきたいと存じます。

また、本制度と類似の制度を取締役に兼務しない執行役員にも導入しております。

### 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對し、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時になります。

#### (1) 信託金額（報酬の額）

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に対応する株式の取得資金として、3億9千万円 of 金銭を拠出してあります。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3億9千万円を上限として本信託に追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出さ

れる金銭の合計額は、3億9千万円を上限とします。

(2) 当社株式の取得方法及び取得上限株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(1)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じた方法等によりこれを実施することとします。

各対象期間に関して、当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額3億9千万円を原資に取得する当社普通株式の数の上限は42万株とします。

(3) 取締役へ給付される当社株式等の数の算定方法

① 取締役へのポイントの付与

取締役には、各対象期間中の毎年3月末日を基準日として同日の役職位に応じたポイントが付与されるとともに、各対象期間の終了日を基準日として、業績目標の達成度に応じたポイントが付与されます。なお、取締役に付与される対象期間のポイント数の合計は、42万ポイントを上限とします。

取締役に付与されるポイントは、下記②の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

② 当社株式等の給付

取締役が退任した場合、当該取締役は、役員株式給付規程に定める要件を充たす場合は、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の違法行為等があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないことがあります。

## <株主提案（第5号議案から第9号議案まで）>

第5号議案から第9号議案までは、株主提案（52名）によるものであります。

### 第5号議案 定款の一部変更について（1）

#### ◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

#### 第8章 その他

（SDGsに関する宣言）

第40条 当社は、エネルギー産業の中心を担う企業として、長年の経験と実績をもとに、未来につながる「SDGs」（持続可能な開発目標）を経営理念及び計画の柱としていく。SDGsの理念とは相いれない原子力発電事業からは速やかに撤退する。

#### ◆提案理由

国連で採択されたSDGsでは、持続可能な経済成長やまちづくり、気候変動リスクへの対策が求められている。当社もこの目標に沿って、「九電グループ経営ビジョン2030」を策定した。再生可能エネルギーについては、地熱や水力に加え、洋上風力やバイオマス発電を国内外で積極的に開発することを謳う。原子力発電については、「エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面などで総合的に優れた電源であることから、安全の確保を大前提として最大限活用する」としている。しかし、原発の推進とSDGsの理念とは相いれない。福島第一原発事故の悲劇は、事故から10年が経過した今でも消えることはなく、放射能で汚染した地域が元の姿に戻るには何百年という年月が必要である。原発は「環境の持続可能性の確保」という理念と相いれない。よって当社は、原子力発電から撤退することで真の意味での「国際公約」ともいえるSDGsを強力に推進するものである。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、「九電グループ経営ビジョン2030」において、サステナビリティへの取組みを推進し、当社グループの持続的な成長に繋げ、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していくこととしております。

また、低・脱炭素で持続可能な社会の実現に向けては、「九電グループカーボンニュートラルビジョン2050」を策定し、再生可能エネルギーの主力電源化、原子力の最大限の活用、火力のCO<sub>2</sub>実質ゼロに取り組むことにより、電源の脱炭素化の早期実現を目指すこととしております。

原子力については、国の第5次エネルギー基本計画において、運転時に温室効果ガスを排出しないことから「実用段階の脱炭素化の選択肢」とされており、SDGsの達成に貢献するものと考えております。

当社としては、こうした観点から、安全性の確保を大前提として、引き続き原子力の最大限の活用を図っていく必要があると考えます。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

## ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原子力安全対策の徹底に関する宣言)

第41条 当社は九電グループ安全行動憲章そのものを定款に組み込むと同時に、原子力発電に関し住民に対する安全が完全に担保できない限り運転を行わないものとする。

## ◆提案理由

原発が住民にとって極めて危険な存在であることは福島原発事故の現実からも明らかである。原子力規制庁が発足し、新たな原子力安全規制や災害対策の強化が打ち出された。しかし尚、住民の安心とは程遠い。原発の安全対策については当社が対応するが、事故に係る防災については国及び自治体が担っている。内閣府より、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」が昨年11月に通知されたが、各県とも地域防災計画等の策定について着手さえしていない状態が続いた。つまり、原発が稼働しているにも関わらず、住民の安全は担保されず、置き去りにされている。住民の安全のためには原子力発電所の安全と共に実効ある原子力防災対策が必要である。住民の安全が担保されない限り当社の存続は見込めない。よって、安全についての指針を当社の主幹とするため定款にこの条文を新設する。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所について、地域の皆さまの安全を確保し安心していただくために、新規制基準への適合はもとより、安全性及び信頼性の向上に継続して取り組んでおります。避難計画を含む原子力防災については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、国、自治体、事業者が一体となって整備しております。また、国及び自治体は、地域原子力防災協議会において、自治体が策定した地域防災計画及び避難計画の充実・強化を継続的に図っており、現在、感染症の流行の状況を踏まえた取組みも進められております。

定款は会社の基本的事項を定めるものであるため、本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

また、九電グループ安全行動憲章は、労働安全、設備保全の観点から、安全を最優先する企業活動に向けた行動を定めたものであるため、定款に本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(再生可能エネルギー普及に関する宣言)

第42条 当社は再生可能エネルギーの速やかな普及を目指し、原子力発電事業から撤退する。

### ◆提案理由

2050年までにCO<sub>2</sub>排出を実質ゼロにする政府方針に従い、当社は再生可能エネルギー率を上げることとする。当社エリアの接続済の太陽光は944万kW、風力58万kW（2019年度末）と1,000万kW以上。これに接続承認済み太陽光379万kW、風力128万kWあり、最大限に活用したい。また、原発は「運転中にCO<sub>2</sub>を出さない」と宣伝されるがそれは間違い。原発は海水温より7℃高い温排水を大量に放出するが、その流量は100万kW級で毎秒70トン。九州に「年平均」で毎秒70トンの流量を誇る河川は筑後川、球磨川、川内川、大淀川、五ヶ瀬川、大野川の6つしかない。その中の4つが7℃高いのである。たちまち海水温は上昇し温室効果ガスの主犯である水蒸気やCO<sub>2</sub>が大量に発生する。当社は原子力を放射能、事故影響の甚大さ、電力供給の不安定さ、使用済み燃料や廃炉後の処理の困難さ等冷静かつ科学的に考慮し、漸次撤退の対象としたい。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力は、国の第5次エネルギー基本計画において、運転時には温室効果ガスを排出しないことから「実用段階の脱炭素化の選択肢」とされており。

当社は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、グループ大で再生可能エネルギー開発を推進するなど再エネの主力電源化に取り組むとともに、天候・気候に左右されないベースロード電源として、安定供給の確保と、電源の低・脱炭素化に向け、原子力を最大限活用してまいります。

なお、使用済燃料や放射性廃棄物の処理については、国の方針に則り、発生者責任の原則の下、適切に取り組んでまいります。

当社としては、こうした観点から、安全性の確保を大前提として、引き続き原子力の最大限活用を図っていく必要があると考えます。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。



## ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原発の耐震基準に関する宣言)

第43条 原発の耐震基準は一般住宅より低いことが分かった。よって当社は、原発の耐震基準を見直すこととする。また、見直し作業が終わるまで、すべての原発の運転を停止する。

## ◆提案理由

当社は、「原発は堅固な岩盤の上に直接設置されているので、やわらかい地盤の上に造られた一般の建物と比べ、揺れが2分の1から3分の1程度になる」と説明してきた。しかし、中越沖地震時の柏崎刈羽原発での観測や福島第一原発で観測された地震動を調べたところ、地表と地下の揺れについてはほとんど変わらないか、逆に地表の方が地下（解放基盤表面）より揺れが小さいことが分かった。2000年以降で一番大きな地震は岩手宮城内陸地震でM7.2、4,022ガルの地震だが、この20年で1,000ガル以上の地震は18回を数える。そのため住宅メーカーは最強の地震に耐えられるよう耐震基準を高めてきた。三井ホームは5,115ガル、住友林業は3,406ガルで、多くの住宅メーカーは2～3,000ガルの揺れに耐えられる設計になっている。当社の原発は620ガルであるが、一般住宅よりもはるかに低い。よって当社は、原発の耐震基準を見直し、一般住宅と同等の耐震設計とする。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社原子力発電所は、軟らかい表層の地盤を取り除き、非常に揺れにくい堅固な岩盤に直接設置しています。地震による揺れの大きさは、原子力発電所を設置している強固な岩盤の方が、一般住宅が建てられている軟らかい表層の地盤より小さいことを、観測された地震動により確認しています。

このような岩盤の揺れの特性を把握した上で、新規制基準の要求事項を踏まえ、詳細な調査結果、地震観測結果及び最新の技術的知見に基づき、将来起こりうる最大級の地震を想定し、基準地震動を策定しております。

さらに、この基準地震動による揺れに対して、十分な余裕を確保した発電所施設の耐震設計を行っております。この余裕については、財団法人原子力発電技術機構において実施された実験において、設計を大きく上回る揺れに対して耐えることが確認されています。

以上のとおり、当社原子力発電所は、設置されている岩盤が揺れにくいこと、高い耐震性を有することが、実際に確認されております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

## ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(基準地震動「ばらつき効果」調査・検証委員会の設置)

第44条 大阪地裁判決(2020.12.4)は原発の安全性を左右する極めて重大な判決である。当社の有する原発の安全性を確認するため、基準地震動「ばらつき効果」調査・検証委員会を設置する。なお、調査・検証委員会の構成は有識者、弁護士、消費者、市民代表とし、運営にあたっては情報開示と経費負担を行う。

## ◆提案理由

大阪地裁は2020年12月4日、想定される地震の揺れの評価を巡り「審査過程には看過しがたい過誤欠落がある」として、関西電力大飯原発3、4号機の設置変更許可を取り消した。その理由は、「地震動審査ガイドに従って地震動のばらつき効果を考慮すべきである」が、「経験式が有するばらつきについて検討した形跡はない」と単純明快である。国は裁判の過程で、地震動審査ガイドの「ばらつき条項」第2文(経験式は平均値であることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある)は、第1文の「経験式の適用範囲」の留意事項にすぎず、「不確かさ」を考慮していることで十分保守性は保っていると主張したが、「第2文は新規規制基準で新たに付加された。この意味・意義を考えよ」と釈明を求められた。当社も基準地震動の策定にあたっては「ばらつき」を考慮していない。よって、基準地震動「ばらつき効果」調査・検証委員会を設置し検証することとする。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社原子力発電所におきましては、「経験式が有するばらつき」も踏まえ、詳細な調査・観測等により地域的な特性を把握した上で、断層の長さをより長く、もしくは断層の幅をより大きく想定する等、各種の不確かさを安全側に考慮することにより、基準地震動が過小にならないよう策定しております。また、国の厳格な適合性審査においても、当社が「ばらつき」を考慮して策定した基準地震動が妥当であるとの評価をいただいております。したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

A series of horizontal dashed lines for writing.

